

## 市民局指定管理者審査選定委員会議事概要

- 1 日 時 令和2年7月1日（水） 13時～16時00分
- 2 会 場 さいたま市役所議会棟2階 第5委員会室
- 3 出席者 （委員）横山委員長、近藤委員、代田委員、山口委員、木島委員、織田委員、  
長澤委員  
（所管課）コミュニティ推進課、市民協働推進課  
（事務局）市民生活安全課
- 4 欠席者 なし
- 5 諮問内容と答申結果

以下の施設の選考方法案について諮問を受け、議事要旨【結果】のとおり答申した。

（審査対象施設）

	施設名称	施設数	施設種別	募集方法	指定期間
ア	さいたま市馬宮コミュニティセンター外3施設	4	コミュニティ施設	公募	令和3年4月1日から令和8年3月31日まで
イ	さいたま市東大宮コミュニティセンター外4施設	5	コミュニティ施設	公募	令和3年4月1日から令和8年3月31日まで
ウ	さいたま市南浦和コミュニティセンター外5施設	6	コミュニティ施設	公募	令和3年4月1日から令和8年3月31日まで
エ	さいたま市美園コミュニティセンター外3施設、老人憩いの家ふれあいプラザ	4	コミュニティ施設	公募	令和3年4月1日から令和8年3月31日まで
オ	さいたま市武蔵浦和コミュニティセンター	1	コミュニティ施設	公募	令和3年4月1日から令和8年3月31日まで
カ	さいたま市市民活動サポートセンター	1	コミュニティ施設	公募	令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

### 6 議事要旨

#### （1）委員長の選任及び委員長職務代理者の指名について

委員長を互選により選任した後、委員長より委員長職務代理者を指名した。

#### 【結果】

委員長には、法律的視点があり、客観的な立場から議事を進めていただける方として、横山委員が選任された。委員長職務代理者には、企業の健全性、財務状況の観点から審査ができるとして近藤委員が指名された。

#### （2-1）コミュニティ推進課所管施設における指定管理者選考方法案について

5（審査対象施設）のうちア～オまでの施設について、所管課から以下の説明を受けた。

#### ■募集における施設のグルーピング

利用者及び管理運営の効率性から、施設数は配置等を考慮し5つのグループに分けて募集する。

募集要項等の内容については、各グループ共通のため、「ア 馬宮コミュニティセンター

外3施設の資料を使用し、説明する。

■募集区分

ア～エは複合、オは単独

■設置条例名・設置目的

さいたま市コミュニティ施設条例

市民のコミュニティ活動のための施設として、コミュニティ施設を設置する

■施設概要

施設により多少異なるが、主に多目的ホール、音楽室、集会室、調理室、和室等を有している

■業務内容

- ・附属設備の維持管理
- ・250万円以下の修繕業務
- ・施設管理運営に関する業務（施設利用者の受付、許可、利用料の収納）
- ・施設の設置目的を達成するために必要な業務（生涯学習機能、地域交流機能、地域支援機能）
- ・その他の業務（危機管理マニュアル作成、ホームページによる情報提供、アンケート調査、各種報告書の提出）

■指定期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間とする。

■募集方法

公募とする。

■申請資格要件等

- ・事務所の所在地がさいたま市内であること
- ・コミュニティ施設（同等の施設を含み、施設所在地が市外も可とする）の管理運営業務（コミュニティ活動、生涯学習活動等の講座等の実施を含む）を3年以上継続して行なっていること。

■選定基準（審査項目・配点）

「さいたま市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例」第3条第1項各号に掲げる基準に基づき、前回公募の際の基準を踏まえて設定する。配点については、3つのコア機能（生涯学習機能、地域交流機能、地域支援機能）を最大限発揮させるための共同運営組織として地域連絡協議会を設置し、その重要性を十分に認識し活用する意識の高い提案となっているかを重視するため、配点のウエイトを3倍とする。また、施設の修繕計画等ハード面での項目を設けている。

最低制限基準として、3つの審査項目の合計点が満点の60%に達しない場合は選定しないこととする。

現在の指定管理者が応募した場合には、さらに実績評価として加点または減点を行う。

なお、4つ目のグループのうち「老人憩いの家ふれあいプラザ」については、保健福祉局の所管となるため、コミュニティセンターの250点満点とは別に、老人憩いの家として50点設ける。老人憩いの家の審査選定については、保健福祉局指定管理者審査選定委員会に諮る。採点については、第2回保健福祉局指定管理者審査選定委員会における点数

に、第2回市民局指定管理者審査選定委員会での点数を加えて、総合的に審査することとなる。

#### ■利用料金制

市民のコミュニティ活動のための施設であり、自主的、主体的な市民の活動から、営利を目的とした広域的な活動を広く包含している。そのため、経営概念を取り入れた利用料金制はなじまないことから、採用しない。

#### ■指定管理料

積算については、これまでの実績や参考見積、5年間の人件費の上昇等をもとに算出した。

#### 【質疑】

Q 老人憩いの家については、今回初めての導入か。

A 前回も同様に、保健福祉局指定管理審査選定委員会にて審査している。

Q 実績評価については、加点だけでなく減点もあるが、採点となる元はどのように算出されるのか。

A 毎年、指定管理事業評価を行っており、それに基づいて算出する。

(質疑等終了、所管課退室)

#### 【結果】

所管課の意見に対する異論はなかったため、所管課の案のとおり承認することに決定した。

(2-2) 市民協働推進課所管施設における指定管理者選考方法案について

5 (審査対象施設)のうちカについて所管課から、以下の内容について説明を受けた。

#### ■これまでの経緯

市民活動サポートセンターは、市民活動を支援しその活性化を図るため、平成19年10月に開設した。管理運営については、市民の代表である指定管理者と行政とが役割分担をしながら行ってきた。

しかし、平成27年9月の市議会において、管理運営上の事務の取り扱いについて、一部不適切であるとの指摘を受けたことから、新たな管理基準を定めるまでの間、指定管理者による管理を適用しない旨の条例改正が採決されたことから、平成28年度より市直営による管理運営を行ってきた。

平成29年度に、管理基準を新たに定め、平成30年度からそれに基づく管理運営を行ってきた。令和元年9月議会において条例改正が行われ、令和3年度より指定管理者による管理運営が可能となった。

#### ■募集区分

単独

■設置条例名・設置目的

さいたま市市民活動サポートセンター条例  
市民活動を支援し、その活性化を図るため

■募集方法

公募とする

■指定期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間とする。

■施設概要

《所在地》さいたま市浦和区東高砂町1-1-1 さいたま市複合施設コムナーレ9階

《規模》 施設面積3216.54㎡（公有財産上の面積）

《主な施設》ラウンジ、多目的展示コーナー、印刷作業室、パソコンコーナー、資料閲覧コーナー、団体ロッカー及びメールボックス、プレイルーム、授乳室

■業務内容

・施設の運営に関する業務（市民活動に関する活動の場の提供業務・交流の促進業務・情報の収集及び提供業務・相談業務・学習の機会の提供業務、市民活動を支援する企画事業の実施、総合案内業務、その他市民活動及び協働の推進に必要な業務）

・その他の業務（物品の維持管理、災害時の施設維持管理への協力、電子マニフェストを利用した産業廃棄物の処理、危機管理マニュアルの作成、各種報告書の提出）

■申請資格要件等

- ・本店の所在地がさいたま市内であること
- ・市民活動団体が利用する施設（市民活動支援施設、コミュニティ施設及び公民館など）で5年以上の管理運営業務の実績があること

■選定基準（審査項目・配点）

「さいたま市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例」第3条第1項各号に掲げる基準に基づき次のとおり大項目を設定する。

- 1 市民の平等な利用が確保できるものであること
- 2 事業計画書の内容が施設の効用を最大限に発揮させるとともに、管理に係る経費の縮減が図れるものであること
- 3 事業計画書の内容に沿った管理を安定して行える能力を有するものであること  
また、適正かつ適切で、公平公正な管理運営を担保するため、指定管理者の適性における項目について、加点としている。

■管理経費等

団体ロッカー、メールボックス、貸出機材における使用料のみとなっており、当該使用料で運営を行う収益的施設ではないことから、利用料金制を採用しない。

■指定管理料

過去の指定管理料支払い実績及び、収入実績より算出した。

【質疑】

Q 団体ロッカーとメールボックスの利用状況はどの程度か。

A ロッカーはほぼ埋まっているが、本日の時点でメールボックスは約5割程度の利用

となっている。

Q 議会にて指摘された管理基準の見直しは、本募集要項及び仕様書等に反映している  
ということによろしいか。

A お見込みのとおり。

Q 貸出機材申請書について、ブルーレイディスクプレイヤーの貸し出し件数（実績）  
が少ないが、今後も継続していくのか。

A 利用者懇談会や、運営協議会のなかで議論しながら決定していきたい。指定管理者  
とも共有しながら進めていく。

（質疑終了、所管課退室）

**【結果】**

所管課の意見に対する異論はなかったため、所管課の案のとおり承認することに決定した。

以上